

議案第四二号

専決処分事項の報告に付して

緊急を要した義務教育施設整備事業に対する起債借入に付しては
地方自治法第九十九条第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決
したので同条第三項の規定により報告し議会の承認を求めらる

昭和三十七年五月十日提出

三朝町長

坂出 雅 己

昭和三十七年五月十日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



専決処分書

起債にっいて

左記のとおり起債するものとする

記

一 起債金額 壹百拾万円也

起債総額金九百四拾万円也

既議決済額金八百参拾万円也

追加起債額金壹百拾万円也

二 起債目的 義務教育施設整備事業費に充てるため

三 利率 年息割以内

四 借入先 大蔵省資金運用部

五 借入時期 昭和三十六年度

借入期日は借入先と協定するものとする

議長印

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる

六、償還方法

借入先の貸付条件による

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し

若しくは低利債に借換えることができる

七、償還財源

税收、その他一般歳入

昭和三十七年三月二十八日専決

三朝野長

坂出

乙